

会 議 錄

会議名	令和7年度 第1回 目黒区環境審議会
日 時	令和7年8月7日（木）午後6時30分～午後8時30分
会 場	目黒区総合庁舎本館2階 大会議室
出 席 者	<p>委員) 前田委員、成田委員、湯淺委員、岸委員、山村委員、関委員、後藤委員、坂本委員、比護委員、田口委員、藤原委員、原委員、上山委員、有我委員、高瀬委員、浅沼委員、郡司委員 合計 17名</p> <p>区職員) 環境清掃部長、環境保全課長、清掃リサイクル課長、清掃事務所長、環境計画係長、環境計画係主査、温暖化対策係長、公害対策係長 合計 8名</p>
傍聴者	1名
配付資料	<p>(事前送付)</p> <p>資料1 目黒区環境基本条例 資料2 目黒区環境審議会規則 資料3 第13期目黒区環境審議会委員の任期及び過去の議題について 資料4 令和7年度住宅用再生可能エネルギー及び省エネルギー設備設置費助成事業の実施について 資料5 ゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定の締結について 資料6 クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の募集について 資料7 目黒区指定喫煙所の指定について 資料8 「東京暑さ情報」発表時の対応について 資料9 光化学スモッグ注意報等発令時における周知方法の変更について (机上配布)</p> <p>資料番号なし 目黒区環境審議会委員名簿 資料番号なし 令和7年度第1回目黒区環境審議会座席表 資料番号なし 会議の公開等の取扱いについて（案） 資料番号なし 本日の議事についてのご意見 参考資料 目黒区環境基本計画（令和5年3月改定）本編 参考資料 目黒区環境基本計画（令和5年3月改定）概要版</p>
会議次第	<p>1 開会 2 委嘱状交付 3 区長あいさつ 4 委員及び区職員の紹介 5 会長選出 6 副会長選出 7 議題 (報告事項) (1) 第13期目黒区環境審議会委員の任期及び過去の議題について</p>

	<p>(2) 令和7年度住宅用再生可能エネルギー及び省エネルギー設備設置費助成事業の実施について</p> <p>(3) ゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定の締結について</p> <p>(4) クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の募集について (情報提供)</p> <p>(5) 目黒区指定喫煙所の指定について</p> <p>(6) 「東京暑さ情報」発表時の対応について</p> <p>(7) 光化学スモッグ注意報等発令時における周知方法の変更について</p> <p>8 その他</p> <p>9 閉会</p>
会議の結果 及び 主要な発言	<p>1 開会</p> <p>会長の選出まで環境保全課長が進行役を務める。</p> <p>2 委嘱状交付</p> <p>区長から各委員に委嘱状を交付。</p> <p>3 区長あいさつ</p> <p>4 委員及び区職員の紹介</p> <p>5 会長選出</p> <p>目黒区環境審議会規則第3条の規定に基づき、前田委員を会長に選出。</p> <p>6 副会長選出</p> <p>会長からの推薦により、成田委員を副会長に選出。</p> <p>7 議題</p> <p>(報告事項)</p> <p>(1) 第13期目黒区環境審議会委員の任期及び過去の議題について</p> <p>(2) 令和7年度住宅用再生可能エネルギー及び省エネルギー設備設置費助成事業の実施について</p> <p>(3) ゼロカーボンシティ実現に向けた連携協定の締結について</p> <p>(4) クーリングシェルター（指定暑熱避難施設）の募集について</p> <p>○事務局</p> <p>(資料1～6に基づき説明を行った。)</p> <p>○会長</p> <p>気づいた点や質問があれば発言をお願いしたい。</p> <p>○委員</p> <p>カーボンオフセット都市ガスとは、どのようなものか。</p> <p>○委員</p> <p>電気は太陽光発電等の再生可能エネルギーがあるが、ガスは燃やすとCO₂が出るため、J-クレジットという国が認証するクレジットを調達し、供給する都市ガスに付与し、CO₂排出を実質ゼロにするもの。まだスタートしたところで、環境価値を理解いただいている企業とか自治体にも一部導入が始まっていて、目黒区にも次年度以降提供できるように進めていきたい。</p>

○事務局

東京ガス株は既に自治体等と88の協定を締結しており、目黒区は89番目であり、今までの様々な知見やソリューションを情報共有いただき、カーボンオフセットに取り組みたい。

○委員

1点目は省エネルギー設備設置費助成について、太陽光パネルを東京都も国も推進しているが、一方で太陽光パネルの問題が結構あり、パネルに反射する光が眩しいとか、壊れてバラバラのパネルで蓄電するなど危険もある。災害時に壊れた太陽光パネルが大量に集積されれば、太陽光パネル事業者での回収が困難かもしれないが、どのように考えているか。

2点目はクーリングシェルターについて、東京都の運用では、クーリングシェルターののぼり旗は熱中症特別警戒アラート発表時に掲出するが、常にのぼり旗を出しておく方が、出し入れ等の作業が軽減されるのではないか。

○事務局

1点目、太陽光パネルについて、被害が生じた場合は、基本的には事業者とのやり取りになる。太陽光発電システムは代理店や訪問販売で契約内容のトラブルも一部報道されているが、その対策として区では、契約に関する注意喚起は行っている。例えば、なるべく複数の事業者から見積もりを取り、納得できる事業者と契約することなどを、丁寧に伝え対策を進めている。委員からの話も踏まえ考えていきたい。

2点目、クーリングシェルターについて、熱中症特別警戒アラートが発表された際には、クーリングシェルターとして指定されている施設は開設義務が生じる。区有施設においては、シェルター開設時に「のぼり旗」を掲出することとしているが、各施設の状況に応じて、運用期間中に常時掲出することも可としており、柔軟に対応している。

○委員

太陽光パネルが壊れたときは産業廃棄物になるが、一般の産業廃棄物か特別管理産業廃棄物かにより対応が変わってくる。特別管理産業廃棄物に場合、都内で扱う事業者は何社もない。この場合、太陽光パネルの廃棄を個人で事業者に頼むと高額になるので、目黒区で集約して事業者に一括して頼めないか。

○事務局

太陽光パネルは、通常の燃やすゴミや燃やさないゴミ、粗大ゴミのいずれにも該当しないため、購入した事業者に廃棄処理をお願いする扱いになる。

○委員

購入した事業者が処理してくれない場合、処分ができなくなるが。

○事務局

清掃事務所で取り扱わないものは廃棄処理業者を紹介しているが、自己負担で処

	<p>分することになる。</p> <p>○委員</p> <p>住宅用再生可能エネルギー及び省エネルギー設備設置費助成事業について、助成対象設備はなぜこの 7 つなのか。維持管理費も含めてはどうか。</p> <p>カーボンオフセット都市ガスが、2030 年の CO₂ の排出量 50% 削減に対して、どのくらいの影響力があるか教えてほしい。</p> <p>クーリングシェルター開設時、利用者数や開設場所の認知度等を把握するのか。</p> <p>○事務局</p> <p>1点目、住宅用再生可能エネルギー及び省エネルギー設備設置費助成事業については、平成 21 年度から実施している。補助対象設備については、利用者アンケートの結果やニーズ等を踏まえながら適宜見直しを行っており、本年度における対象設備は資料記載の 7 設備となっている。本事業は区の実施計画事業であるため、計画で定める予算の範囲内で執行しているが、国や都の助成制度の動向等も踏まえながら、引き続き対象設備の見直しを行うなど、限られた予算を効果的に活用していきたいと考えている。</p> <p>2点目、カーボンオフセット都市ガスの導入については、東京ガス（株）からの提案資料によると、都市ガスの使用量が多い上位 6 施設の都市ガスの契約を、カーボンオフセット都市ガスに切り替えた場合、区の事務事業における 2030 年度までの CO₂ 削減目標の約 3 分の 1 を削減できる見込みとなっている。</p> <p>3点目、クーリングシェルターは熱中症特別警戒アラート発表時に開設する施設であるが、これまで一度も当該警報が発表されていないため、未だ開設実績がない状況である。なお、クーリングシェルターへ指定している施設については、区の公式ウェブサイトでも紹介しているが、引き続き、わかりやすい掲載に努めたい。</p> <p>○委員</p> <p>クーリングシェルター開設時は、利用者数を把握すると理解してよいか。</p> <p>○事務局</p> <p>クーリングシェルター開設時には、利用者数を把握して報告する予定である。</p> <p>○委員</p> <p>太陽光パネルの廃棄は切実な問題で、初期に設置したものがゴミとなっている状況もあり、東京都も国も設置を推進しているが、そろそろ出口戦略の型をつくり見える化しないといけない。東京都や国に対して働きかけ、自治体一つ一つからもやらないと、対応できなくなると思うが、区として何か答えを作らないのか。</p> <p>○事務局</p> <p>そろそろ太陽光パネルの耐用年数を迎えるものが増えてきて、環境系の雑誌には数年後には、かなりの数が出るのではないかと言われている。一方、国は事業者にリサイクルや廃棄処分を任せている状況である。太陽光パネルを粗大ごみで収集することは技術的に可能だが、収集後に 23 区清掃一部事務組合の清掃工場へ搬入できないため、リサイクルができる事業者を紹介することが、区の対応の現状である。</p>
--	--

一方、大量廃棄を迎えるつあるところで、23 区の清掃事務所の所長会や清掃事務所の部長会などで、23 区での問題意識の共有や、都や国へも働きかけていきたい。

○委員

この会議体は、区長が諮問したことに答申する区長の諮問機関であるが、区長に対して問題意識として挙げていくことができる認識でよいか。

○事務局

先程、太陽光パネルの助成などを報告したが、今回、区長からの諮問はないため、区長への答申はできない。しかし、区長の諮問機関として開催しているので、議事録などは区長も確認する。通常、諮問は環境基本計画の改定にあたり、委員に審議いただき答申を得る流れである。

○会長

この環境審議会の役割は、環境基本条例第 22 条第 2 項で「審議会を区長の諮問に応じ次に掲げる事項を調査審議する。(1)環境基本計画に関すること、(2)前号に掲げるもののほか、環境の保全に関する基本的事項。」同第 3 項では「審議会は前項に規定する事項に関し、区長に意見を述べることができる。」としている。環境基本計画は令和 5 年に改定したため、任期 2 年間では改定はないが、環境基本計画に基づいて実際に施策を展開している中で、区長に意見を述べができる大変重要な審議会である。

○委員

住宅用再生可能エネルギー及び省エネルギー設備設置費助成事業には、7つの助成対象設備があるが、エコ住宅で太陽光発電システムなどを設置するより、ビオトップなどで自宅の周りや敷地内の緑化を図って、様々な生態系が来るような住環境にしたり、目黒区内でもゴーヤとか朝顔を窓際に這わせた家をたまに見かけたりするが、それだけで涼しくなり省エネルギーになる。そのような助成は費用が少なくできるので検討できないか。

区民農園について、10 月 31 日で急に閉園になり、小さい敷地の深沢区民農園しかなくなる。今でも抽選は高倍率なので、今後はほとんどの人が借りられない。実際に土をいじったり、野菜や花を育てたりするのは、人の心に良い影響がある。区内に区民農園ができる場所はないため、土地が確保できたら区民農園にしてほしい。

○事務局

壁面や屋上の緑化について、区では既に、一定の条件で補助する制度がある。

区民農園は、土地所有者のご厚意でお借りして運営してきた。今回、その土地が相続により、区民農園として借りられなくなった。目黒区内で農園ができる土地はすぐには見つからぬいため、ご理解いただきたい。

○会長

次第に戻り、7 議題の情報提供について、事務局から説明をお願いしたい。

○事務局

(資料 7~9 に基づき説明を行った。)

8 その他

○会長

次第の 8 その他、まとめて何かご意見ご質問等があれば受け付けたい。

○委員

今、ゼロカーボンに目黒区が向かっている中で、2030 年の CO₂ 削減目標の 3 分の 1 がカーボンオフセット都市ガスで削減できるのであれば、残り 3 分の 2 はどうするのか。現在の状況や進捗の度合いはどうなのか。

太陽光パネルについて、欧州ではリユースのために回収するシステムがある。目黒区の粗大ごみの公開情報では 30 品目位回収しているが、欧州では約 3 分の 2 はリユースで回収するシステムができている。リサイクルやリユースの方が、確実にカーボンの排出は抑えられるので、具体的にアイディアを出してはどうか。

○事務局

区は 2050 年のゼロカーボンシティを表明し、環境基本計画において、実現に向けての具体的なロードマップを示している。取り組みの一例として、太陽光発電システムなどの設備設置費助成、区有施設の電力供給における脱炭素の推進、庁用車を燃料電池車や電気自動車にするなど、様々な施策で目標値を定めて進めている。区の区域施策における CO₂ 排出量は、2022 年度の数値が最新であり、CO₂ 排出量は 942,000 t-CO₂ となっている。基準年度である 2013 年度と比較して 25% 減、4 分の 1 程度の削減となっている。CO₂ 排出量の分かりやすいイメージとして、1 t は 25m プールの一杯分の体積と同等となる。

○委員

2030 年に CO₂ 排出を 50% 削減には、かなり遅れている状況と理解した。太陽光パネルもだが、色々なところでリユースやリサイクルを進め、GHG (温室効果ガス) 削減しないといけない。世界的にもそのような状況で、改めて目黒区の現状を認識した。

○委員

1 点目、指定喫煙所について、条例では歩きタバコとポイ捨てを禁じているが、路上で立ち止って吸っている状態は認められている。飲食店が屋内での喫煙を禁じているため、たばこを店の外で吸っていて、商店街を歩くと、副流煙を吸いながら通り過ぎなければならない。環境美化の観点では、たばこを外で吸って吸い殻を回収すれば問題ないが、一方、健康推進の観点では少し気になるため、事業者に対して喫煙する客への働きかけができるか。

2 点目、資料 9 の光化学スモッグについて、この件に限らないが、注意報の SNS での周知や看板の掲示は、情報を取得しようしないと届かない。最大緊急報の防災無線であれば情報が入ってくるが、家の中ではよく聞き取れない。段階的に警報を出

すと工夫しているが、XとかSNSの活用は、区民がそのアプリを入れているかとか、通知にしてあるとかが重要である。目黒区ではLINEがあるため、周知方法にLINEがあつてもいいのではないか。

○事務局

1点目、飲食店の外での受動喫煙に対しての苦情は非常に多くある。今は路上喫煙を禁止してるのは4か所だが、来年度中に区内全域を禁止にする。たばこを吸う人と吸わない人の両方が共存できる環境づくりとして、喫煙所の整備も進めている。受動喫煙対策は、健康推進部が事業者への働きかけ等をしている。健康推進部と連携してたばこを吸う人と吸わない人、両者が気持ちよい環境作りに、環境美化と併せて進めていきたい。

2点目、SNSや看板等は見ないと情報が取れないが、光化学スモッグ注意報等では防災地図アプリを活用し、こちらからプッシュ型で周知する。光化学スモッグの近年の傾向は、日差しが強い高温下で発生しやすい。熱中症警戒アラートが発表される日と光化学スモッグ注意報が発表される日には、相関関係が認められている。熱中症警戒アラートが前日夕方5時と当日朝5時に事前に発表されるので、不要不急の外出を控えるなど、事前に対策がとれる。この時期、冷房をつけて窓を閉めている室内では、防災無線が聞こえづらく効果が薄いこと等もあり、防災無線での周知方法を見直した。必要な情報が届くように、周知方法の工夫に努めたい。

○委員

防災地図アプリとはどのようなものか。プッシュ型でもアプリがないと通知されないため、アプリを周知する必要があるのではないか。

また、防災無線がよく聞こえないという状況はどうなのか。

○事務局

防災地図アプリは目黒区のものでダウンロードが必要だが、インターネット通信ができればプッシュ型でお知らせが届く。活用されるよう周知に努めたい。

防災無線に関しては区民から様々な意見があり、聞き取れないとの意見がある一方で、うるさいなど、両方の意見が続いてきた。このため、緊急性が高いときに限定して活用することに見直した。直近10年間で光化学スモッグの患者が発生していない状況も踏まえ、今回段階ごとに周知方法を増やすことにした。今後も状況に応じて見直すので、ご理解いただきたい。

○委員

統計上、大気汚染で死亡する人は非常に多いが、健康影響はもともと疾患を持つ人に現れることが多い。疾患を持っているのは高齢の方が多く、SNSの周知では情報が届かないのではないか。

○事務局

光化学スモッグの注意報、警報、重大緊急報の3段階あるが、健康への被害が非常に大きいのは重大緊急報で、注意報はリスクが低く、警報は中レベルである。保健所とも連携して取り組みを進めており、この10年間で患者は発生していない。状況を見ながら保健所とも連携して対策を進めていきたい。

	<p>○委員</p> <p>専門的な話をすると、大気汚染は低濃度でも影響があり、低いから大丈夫ということは必ずしもないが。</p> <p>○事務局</p> <p>専門的な知見、保健所とも確認をしながら、適切な対応に努めてまいりたい。</p>
	<p>○委員</p> <p>2050 年のゼロカーボンシティ実現はすごく頑張らないと達成できない目標だが、最近の暑さは尋常でなく、地球温暖化は人間が色々便利なことに費やした見返りである。カーボンオフセット都市ガスで CO2 排出量削減だけでなく、目黒区民みんなで頑張らないといけないが、区民を巻き込むことがあまりない気がする。もう少し身近で、みんなが小さなことでも、日常的にできることをしないと、目標は達成できないのではないか。</p> <p>○事務局</p> <p>2050 年のゼロカーボンシティ実現は、かなりハードルが高いと認識している。ここ数年、今年も酷暑が続いている、区民の皆様とも協力して何とか CO2 を削減しなければと実感している。まずは、カーボンオフセット都市ガスの導入に向けて事業者との連携を進めていきたい。</p> <p>今年度から、再エネ・省エネ設備設置費助成事業を活用してエネファームを新規設置した方を対象に、設置に伴う CO2 削減量を J クレジット化して、区内での活用を図る取組を始めている。これにより、CO2 の削減量を「見える化」することで、区民の皆様 1 人 1 人の環境意識の醸成につながることを期待している。</p>
	<p>○会長</p> <p>そろそろご意見ご質問等は終わりにし、事務局から次回の案内をお願いしたい。</p> <p>○事務局</p> <p>次回の開催は、令和 8 年 1 月を予定している。詳細は追って連絡する。</p> <p>なお、次回の議題として、落書き防止対策をテーマとして取り上げる。区では、落書き防止対策の支援事業として、塀や壁などに落書き防止対策を実施する経費や落書き消去活動団体への用具購入経費補助並びに落書き消去剤を貸し出しているが、根本的な解決になっていない。今後の事業展開の参考に落書きを抑止する効果的な方法について、ご意見を伺いたい。テーマについては改めてご案内する。</p>
	<h2>9 閉会</h2> <p>○会長</p> <p>本日の議事について意見や質問があれば、8 月 15 日（金）までに事務局へ提出していただきたい。</p> <p>以上で令和 7 年度第 1 回目黒区環境審議会を閉会する。</p>

以 上